

入札公告

次のとおり公募型一般競争入札(事後審査型)に付す。

令和6年2月26日

契約担当者

兵庫県道路公社

播但連絡道路管理事務所長 大北光弘

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 播管(委)第7号 播但連絡道路、遠阪トンネル 道路維持修繕（ETC設備保守業務委託）
- (2) 履行場所 姫路市花田町上原田～朝来市山東町柴 地内
- (3) 業務概要 ETCシステム設備の維持管理を行うことで、利用者への円滑な走行を確保するため保守点検・維持作業について、本業務を委託する。
・ETC設備保守業務 1式
- (4) 委託期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- (5) 最低制限価格 有（ランダム係数 有）
- (6) 入札方式 一般競争入札（事後審査型）
- (7) 契約締結予定日 令和6年4月1日
- (8) 入札の実施 本件入札にかかる参加申込み及び入札書の提出は、紙によるものとする。

2 入札参加資格

本業務の入札に参加することができる資格を有する者は、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める兵庫県（以下「県」という）の物品関係入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という）に登録されている者であって、かつ、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

(1) 資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限及び兵庫県道路公社の入札参加者資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という）に該当しないこと。

イ 入札参加者名簿において第1希望業種の大分類が「役務の提供」、小分類が「設備の保守・管理」又は「その他役務」に登録されており、A等級以上の者であること。

ウ 平成20年度以降に、元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る）として、供用中の自動車専用道路又は一般有料道路における1年以上のETC（自動料金システム）の保守点検業務に関する実績（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、法人税法別表第二に掲げる公益法人及び建設業法施工規則第18条で定める法人が発注した業務で、履行・完了したもの）を有すること。

エ 県の指名停止基準及び兵庫県道路公社指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる）。

(2) 配置技術者の要件

ア 主任技術者として次の(a)～(e)のいずれか1つの要件を満たす技術者を配置できること。

なお、主任技術者と業務責任者は兼務することが可能とする。

(a) 技術士（電気電子部門又は総合技術管理部門－電気電子）

(b) 1・2級電気工事施工管理技士

(c) 第一・二級総合無線通信士

(d) 第一・二級陸上無線技術士

(e) 第一・二・三級陸上特殊無線技士

イ 配置予定技術者は、令和6年4月1日より専任として配置できること。

ウ 平成20年度以降に、元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る）として、供用中の自動車専用道路又は一般有料道路における1年以上のETC（自動料金システム）の保守点検業務に関する業務経験（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、法人税法別表第二に掲げる公益法人及び建設業法施工規則第18条で定める法人が発注した業務で、履行・完了したもの）を有すること。

3 契約条項等を示す期間及び場所

契約書等及び15(1)で提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和6年2月26日(月)から令和6年3月8日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所：問合せ先）

神崎郡福崎町西田原 1949

兵庫県道路公社 播但連絡道路管理事務所 業務課

電話番号 (0790) 22-4900

4 入札参加申込書等の交付

(1) 交付資料

ア 入札参加申込書

イ 設計図書複写申込書

ウ 入札参加資格確認資料

(2) 交付期間

令和6年2月26日(月)から令和6年3月8日(金)まで

(3) 交付方法

兵庫県道路公社のホームページの入札情報からダウンロードを行い保存することにより取得すること。

(4) 交付に関する問い合わせ先

上記3(2)に同じ

5 入札参加の手続

本件業務の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書複写申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところにより提出すること。

(1) 提出期間

令和6年2月26日(月)から令和6年3月8日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

毎日午前9時から午後4時まで

(2) 提出方法

上記3(2)の場所に持参すること。

(3) 提出部数

1部

(4) その他

- ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。
- イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申込書等は返却しない。
- エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

6 仕様書、設計書及び図面の受領方法

上記4(1)イ設計図書複写申込書の提出時に交付される設計図書複写確認書を持参の上、複写代金を支払い、下記において受領するものとする。

- (1) 所在地 神崎郡福崎町南田原1456-17
- (2) 名称 中井総合印刷株式会社
- (3) 電話 0790-22-0300

7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）を持参により提出すること。

ア 提出期間

令和6年2月26日(月)から令和6年3月8日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

イ 提出場所

上記3(2)に同じ。

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

令和6年3月13日(水)から令和6年3月15日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

イ 閲覧場所

上記3(2)及び兵庫県道路公社のホームページ

8 入札保証金

不要

9 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和6年3月18日(月) 午後2時30分から

(2) 入札及び開札の場所

神崎郡福崎町西田原 1949
兵庫県道路公社 播但連絡道路管理事務所 会議室

(3) 入札方法等

- ア 入札書に必要事項を記載し、封入のうえ入札箱に直接投函すること。
- イ 入札時に第1回目の入札金額に対応した業務費内訳書（金抜設計書のうち「工事費内訳書」と記載されたページの全ての項目について確認できるもの）を下記により提出すること。

- ① 提出期限 令和6年3月15日(金)正午まで
- ② 提出先 兵庫県道路公社 播但連絡道路管理事務所 業務課
- ③ 提出方法 持参又は郵送による

(4) 入札に関する条件

- ア 業務委託入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
- イ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- ウ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。
- エ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。ただし、特に指示した場合は、この限りではない。
- オ 本業務の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理人をした者の入札ではないこと。
- カ 所定の場所に所定の日時までに、第1回目の入札金額に対応した業務費内訳書（金抜設計書のすべての項目について確認できるもの）を提出すること。
- キ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。
なお、落札候補者がいる場合であって、下記10において、すべての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。
- ク 再度の入札に参加できるものは、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - (ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）
 - (イ) 初度の入札において、上記イからオまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、イに違反し無効となったもの以外の者。
- ケ 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。
- コ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、10(3)入札参加資格確認資料の提出期間中に、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札候補者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札候補者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。
- シ 入札の対象となる調達に係る予算が、兵庫県道路公社理事会で議決及び兵庫県知事に承認され、その予算の執行が可能であること。

(5) 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- イ 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札

(6) 入札に際しての注意事項

- ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、また、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。
なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

- ウ 入札金額の表示は、アラビア数字を用いること。
- エ 提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがある。
なお、工事費内訳書の提出方法は、次によること。
 - ① 持参による場合
工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。
 - ② 郵送による場合
配達記録が残る書留郵便等によるものとし、持参による場合と同様に工事費内訳書を封入した封筒を更に郵送用の外封筒に封入し、外封筒には入札参加者名及び入札公告に示す提出先の部・課室名を明示すること。
- オ 入札書は、入札に付する事項ごとに作成して、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、あて名及び業務名称に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。
- カ 入札執行職員の指示に従って、入札書（封筒）を入札箱に直接投入すること。
- キ 入札書（封筒）を入札箱に投入した後においては、入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。
- ク 入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

10 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料

- (1) 兵庫県財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。
- (2) 最低制限価格は最低制限基本価格にランダム係数を乗じた値とする。（円未満は切り捨て）
- (3) 落札候補者として入札執行者から入札公告に示す入札参加資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）に、入札公告に示す提出先まで提出すること。
 - ① 提出資料等
 - ア 同種又は類似の工事の施工実績
入札参加資格要件があることを判断できる同種又は類似の工事の施工実績を様式5号に記載すること。
なお、記載件数は、代表的な工事3件以内とし、平成20年度以降に工事が完成し、その引渡しが完了しているものに限り記載するとともに、同工事に係る契約書の写し等、同種又は類似の工事であることが確認できる書類を添付すること。
 - イ 配置予定技術者の資格及び業務経験
入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号の2に記載すること。
なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書・講習修了証等の写しを添付すること。
 - ウ 資料の様式は、兵庫県道路公社のホームページからダウンロードにより保存することにより取得すること。
 - エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。
 - オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。
 - カ 提出された資料は返却しない。
 - キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限まで

- に、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。
- ク 入札資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(3)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

11 落札者の決定方法

- (1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
- (4) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

12 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出すること。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合には、契約を締結しない。

13 契約保証金

落札者は、契約締結までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県道路公社が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 兵庫県道路公社を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。

14 支払条件

支払い条件は、次のとおりとする。

- (1) 年割支払 無
- (2) 部分払

部分払の回数は期間中3回以内とする。

なお、兵庫県道路公社の都合により契約期間を変更した場合は、変更後の期間に応じて部分払の回数を変更することがある。

15 その他

- (1) 契約を締結した者は、次のア、イを兵庫県道路公社に提出すること。

ア 本件業務の一部について締結する委託契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの

契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む）を兵庫県道路公社に提出すること。

イ 下請契約等及び本件業務に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む）

- (2) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (3) 入札参加申込者数及び入札参加申込者は、入札執行後まで公表しない。
- (4) 入札結果については、落札決定後、兵庫県道路公社播但連絡道路管理事務所で落札決定日の翌日までに公表する。
- (5) この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じます。

入札参加希望者各位

兵庫県道路公社
契約担当者
播但連絡道路管理事務所長

工事（業務）費内訳書の提出及び特約条項の追加について

下記について、ご承知の上、入札に参加してください。

記

1 工事（業務）費内訳書の提出

入札に関する条件として工事（業務）費内訳書の提出を求めているため、所定の場所に所定の日時までに工事（業務）費内訳書を提出できない方は、入札に参加できないこととなります。

工事（業務）費内訳書の様式は任意ですが、金抜設計書のすべての項目について記載されていることを原則とします。

積算については、自己積算を原則とするので、自己積算していない方、他者に自らの工事（業務）費内訳書の内容等を漏らした方も入札に参加できません。

また、自らが提出した工事（業務）費内訳書の内容に他者の提出したものと一致又は近似する部分がある場合において、その理由、具体的な積算方法及び自己積算していることのいずれかを明らかにすることができない方も、入札に参加できないこととなるので、特に注意してください。

さらに、入札参加者は、お互いに競争しなければならない関係にあるため、他の入札参加者に対して見積書を交付する等の行為を行わないようにするとともに、落札者から他の入札参加者に対して本件入札に係る業務を委託する等の行為は、極力、避けてください。

なお、手持ち業務が多数あるために対応できない場合、設計図書の内容を確認して自己積算できないことが明らかになった場合、他の入札参加者からの見積依頼に応じた場合等において、入札に参加することを辞退したとしても、辞退した方に不利益が及ぶことはありません。

2 特約条項の追加

契約書に別紙記載のとおり「特定の違法行為に関する特約条項」を追加することになります。

特定の違法行為に関する特約条項

(発注者の解除権)

- 1 発注者は、受注者又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めるときは、この契約を解除できる。この場合においては、測量・調査業務等委託契約書第51条第2項及び第6項の規定を適用する。

(解除に伴う措置)

- 2 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、測量・調査業務等委託契約書第49条及び第50条の規定を適用し、第50条第1項、第2項、第5項及び第7項中「第44条」を「特定の違法行為に関する特約条項第1項」と読み替える。

(賠償の予約)

- 4 受注者は、受注者（受注者を構成事業者とする事業者団体を含む。）又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、業務委託料の10分の2に相当する額を賠償金として発注者が指定する期間内に発注者に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。
 - (1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。
 - (2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
 - (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
 - (5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- 5 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

- 6 第1項の規定による違約金又は前2項の規定による賠償金の徴収については、測量・調査業務等委託契約書第57条の規定を適用する。